



消防博物館の催し

●消防自動車乗車撮影会

【日時】3月21日(祝)午前10時～11時30分、午後2時～3時30分

【内容】消防自動車に乗車した様子をデジタルカメラで撮影し、ポストカードにしてプレゼント

●防火マジックショー

【日時】3月23日(土)午後0時30分～2時

●宝探しツアー

宝箱に隠された文字を探して言葉を作成させます。正解者にはプレゼントを差し上げます。

【期間】3月23日(土)～4月7日(月) (月曜日を除く)

【会場・申込み】当日直接、同館(四谷3-10) ☎03(3209)9119へ。

シンポジウム「地域から外濠の再生を考える」

【日時】3月25日(月)午後1時～5時

【会場】法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎薩埵ホール(千代田区富士見2-17-1)

【内容】基調講演「外濠文化の可能性」(講師は田中優子/法政大学総長)・「グローバル都市東京における外濠・神楽坂」(講師は松本洋一郎/東京理科大学学長)・外濠再生憲章、パネルディスカッション

【主催】外濠再生懇話会、法政大学、東京理科大学

【後援】新宿区ほか

【申込み】3月23日(土)までに電話で法政大学江戸東京研究センター ☎(52228)1267へ。同センターホームページ(http://www.event-ujp/fm/10911)からも申し込み可能です。定員800名



消防団員・消防少年団員を募集しています

【問合せ】四谷 ☎(3357)0119・牛込 ☎(3267)0119・新宿 ☎(3371)0119の各消防署へ。入団方法等詳しくは、お問い合わせください。

消防団

消防団員は、火災・風水害・震災時に活動する非常勤・特別職の地方公務員です。仕事や学業の傍ら、各種訓練で災害対応の知識や技術の向上に努め、昼夜を問わず出動に備えています。

各消防団の区域に在住・在勤・在学の上で健康な方が入団できます。

「まちの安全・安心を守る」ために、力を発揮してみませんか。

消防少年団

団員は小・中学生で、消防の仕事や防火防災について正しく学ぶとともに、火災予防運動や地域の福祉活動などを通じて、心身ともに健全な青少年の育成を目的に活動しています。

【対象】▼四谷消防少年団：新小学1年生から、▼牛込消防少年団：新小学1年生から、▼新宿消防少年団：新小学2年生から

から

(定員に余裕がある場合は当日参加も可)。

新宿まちなかサロン

●4月の催し

近隣の高齢者の方が気軽に立ち寄れるサロンを、神楽坂・小滝橋の2か所で開設しています(事前予約制)。各サロンで4月に開催する主な催しを紹介します。

◎神楽坂・坂上サロン

【日時・内容・定員】▼歌声サロンで脳と心の健康づくり：9日(火)午前10時45分～11時45分(20名)

▼パソコンサロン：9日(火)・23日(火)午前11時～午後1時(各回14名)

▼麻雀で脳トレ：毎週火曜日午前10時45分～午後0時45分・午後1時～3時(各回20名)

▼アロマケアハンドトリートメント：2日(火)午前11時30分～12時(4名)

▼ADL体操：16日(火)午後1時30分～2時30分(20名)

【会場】高齢者福祉施設・神楽坂(矢来町104)

◎小滝橋ひろば

【日時・内容・定員】▼はじめてのウクレレ：3日(水)・17日(水)午後4時～5時30分(16名)

※5月8日(水)・22日(水)・6月5日(水)・19日(水)の回も含めて全6回です。参加を希望する方は、初回(4月3日(水))は必ず参加してください。

▼メンタルヘルス相談会：5日(金)午前10時～午後4時・24日(水)午後1時10分～4時(各回4名)

▼アロマカフェ(ハンドマッサージ体験)：17日(水)午後1時～3時(2名)

▼ネイルケアカフェ：8日(月)・22日(月)正午～午後4時(各回5名)

▼色絵(いろえ)カフェ：8日(月)・22日(月)午前11時～12時(各回6名)

▼パステルアート：8日(月)・22日(月)午後2時～4時(各回8名)

【会場】新宿NPO協働推進センター(高田馬場4-36-12)

……(以下共通)……

【費用】1回500円程度(別途材料費が必要なイベントあり)。ウクレレは1万円(6回分)

【後援】新宿区

【主催・申込み】3月18日(月)から電話かファックス・電子メール(5面記入例のとおり記入)で新宿NPOネットワーク協議会事務局 ☎(5206)6527(第2火曜日を除く午前11時～午後4時)・☎(5386)1318・hiroba@nponet.netへ。先着順。

【会場】四谷ひろば(四谷4-20)

【対象】おむね60歳以上でスマートフォンを使ったことがない方ほか、12名

【費用】3千円

【主催・申込み】3月18日(月)～4月8日(月)に電話でNPO自立化支援ネットワーク ☎090(3400)0371(長谷川)へ。先着順。

取引・証明用はかり

●対象の店舗等には事前に通知はがきを発送します

●商店での取引や、学校、病院等で証明に使用する「はかり」は、2年に1度、検査を受けることが計量法で義務付けられています。検査は、東京都計量検定所の職員が訪問して行います。ご協力をお願いします。

検査の通知が5月下旬までに届かない方、新たにはかりを使用するようになった方、はかりを使用しなくなった方はお問い合わせください。

【検査期間】4月4日(木)～6月7日(金)・土・日曜日、祝日等を除く

【問合せ】東京都計量検定所検査課 ☎(5617)6638へ。

4月の各種相談

※複雑な相談内容には資料をお持ちください

Table with columns: 相談名, 実施日時, 相談場所, 問合せ. Rows include: 区民相談, 法律相談, 交通事故相談, 行政相談, 人権・身の上相談, 公益通報相談, 悩みごと相談室, 女性相談, 消費生活相談, 多重債務特別相談, 仕事と家計に関する相談, 若年者の就労に関する相談, 商工相談, 図書館でのビジネス情報支援相談, 税務相談, 外国人相談, 福祉サービスに関する法律相談, 成年後見権利擁護相談, 障害者相談窓口.